

研究・イノベーション学会「支部・分科会・研究懇談会の支出ガイドライン」について

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の「支部・分科会・研究懇談会」の活動に伴う支出に関して、支出ガイドラインを以下のとおり明確化し、今後、支出ガイドラインに沿って運用することとする。

1. 支部・分科会・研究懇談会の運営

研究・イノベーション学会「支部・分科会・研究懇談会」の運営は学会員が行い、支出ガイドラインに沿って適切に運用することとする。

2. 支部・分科会・研究懇談会共通の支出ガイドライン

支部・分科会・研究懇談会共通の支出項目及び支出ガイドラインは次の通りとし、領収書が必要である。ただし、個人が発行する領収書は講師とアルバイト以外は認めないこととする。

- ・会場費（可能な限り無料の会場を使用する。）なお、会場費は支部・分科会・研究懇談会運営の為の企画会議も含める。
- ・講師謝礼（2万円／1回／1人程度。1回の会合で1人の講演者に対し、総額1～3万円の範囲内で状況に合わせて運用する。ただし、当学会員に対しては支出しない。）
- ・講師交通費等（講師（当該学会員の場合も含む）に対してのみ、開催地まで40km以遠の場合、実費相当額を支払う。必要に応じて宿泊費を支出する場合は、原則として1万円程度とする。）
- ・印刷費（印刷物は電子媒体での配布を原則とする。なお、電子媒体での配布が難しく印刷費が発生する際は極力経費の削減に努める。また、学会事務局から印刷の原本を求められた場合には、速やかに提出することとする。なお、参加者から印刷費の実費を徴収して印刷物を配布する場合は、それを妨げるものではない。）
- ・通信費（通信は主にインターネットを活用し、原則、印刷物の発送は認めないこととする。ただし、会計年度終了時の学会事務局への会計領収書等の送料は支出を認めることとする。）
- ・講師飲料代
- ・アルバイト代（研究会等当日の受付等は主に学会員が行うこととするが、必要に応じて学生等のアルバイトを活用してもよいこととする（5,000円／半日、交通費別、程度を目安とする）。ただし、当学会員に対しては支出しない。）
- ・前年度残金の翌年度繰越は5万円までは可能とし、2020年度から運用する。

3. 支部個別の支出ガイドライン

上記2.の支部・分科会・研究懇談会共通の支出ガイドラインに加えて、支部に関しては次の項目の支出が可能である。

- ・事務局経費（積算根拠を明確にし、アルバイト代とアルバイト交通費等とする）

4. 会計報告

研究・イノベーション学会「支部・分科会・研究懇談会」の運営を行う学会員（支部長、分科会主査・幹事、研究懇談会代表・幹事）を中心に支出ガイドラインに沿った適切な会計管理を行い、会計年度終了時には学会事務局からの指示に従い、会計報告（収支計算書、収支明細、領収書他）を締め切り期日までに学会事務局へ提出する。

5. その他

研究・イノベーション学会「支部・分科会・研究懇談会」支出ガイドラインに基づき、2020年度予算からは学会事務局から指定のフォーマットで作成した予算書を、前年度会計報告と併せて学会事務局へ提出するものとする。

本文書に記載のない事項については、事務局担当理事及び総務理事会において適宜定める。

※2015年9月理事会決定、同年10月総会報告

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告

※2019年5月16日総務理事会決定（アンダーライン）